

**桜井市立小中学校適正化実施計画
(前期)**

改訂版

令和8年3月

桜 井 市
桜井市教育委員会

目 次

1 現状とこれまでの経過	1
2 本実施計画の位置づけ	2
3 学校の沿革	3
4 学校施設の建築年・経過年数	4
5 児童生徒数の現状及び推計	4
(1) 現在の児童生徒数・学級数	4
(2) これまでの児童生徒数の推移	5
(3) 児童生徒数の推計	6
6 桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・概要 ～平成30年3月策定	7
7 桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）・概要 ～令和2年3月策定	8
8 桜井東中学校区における義務教育学校の設置場所・開校時期等	9
(1) 設置場所	9
(2) 開校時期	10
(3) 義務教育学校の開校に向けた留意すべき事項	11
9 開校までのスケジュール	12

1 現状とこれまでの経過

近年、人工知能やビッグデータの活用による技術革新が進み、効率的に社会問題の解決が図られる「Society5.0」の時代に対応した教育が進められています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体のデジタル化が飛躍的に進み、新たな社会の形を作り出していくと考えられています。このため、「予測不可能な未来社会」を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが、これからの教育にますます求められています。さらに、人権尊重を基礎とするSDGsの理念を踏まえた教育を実践し、持続可能な社会の実現の担い手を育成することが求められています。

桜井市においても、全国と同様に少子高齢化が進み、特に中山間地域ではその傾向が強くなっています。その結果として、市内各学校のうち、総学級数が法令上適切とされる基準に満たない小規模校が多く存在する状況となっており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

しかし、子どもたちが多様な考え方に触れ、自分の考えを深めていき、コミュニケーション能力を育てるためには、適正な学級数を維持すること、「より良い教育環境」を整えることが大切です。

学校の小規模化が進む中、子どもたちにとっての「より良い教育環境」を整え、教育の質の更なる充実を図ることは、今後の教育に必要なことであるとともに、学校が社会教育や地域コミュニティの核となっていることから、地域全般に関わる問題でもあります。このことから、学校規模・配置の適正化に向けて、「桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（平成30年3月）」及び「桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）（令和2年3月）」を策定しました。令和3年度には、市教育委員会の諮問に対して、学識者や地域・保護者の代表の方々と構成される「桜井市立小中学校適正化実施計画策定検討委員会」において、様々な角度から審議を重ねていただき、「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」策定に関わる答申を得ました。

本実施計画は、答申の他、地域説明会で出された意見及びパブリックコメント等を踏まえ、桜井市立桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校（以下、「小中一貫校」とする）の設置場所、開校時期及び開校までのスケジュール、小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項をまとめ、令和5年5月に策定しました。

その後、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所から市町村別の将来人口が公表され、更なる人口の減少が明らかとなりました。また近年、頻発化、激甚化する豪雨により、学校施設等への大規模な水害が全国的に発生しており、施設の耐震化のみではなく、さまざまな自然災害への対策が求められています。これらのことも踏まえ、人口の推移を見計らいながら、中学校区の再編に至る可能性をも考慮し、災害の視点からも、より注視した学校規模・配置の適正化を進めることが必要と判断し、本実施計画の見直しに至りました。

併せて、桜井東中学校区に設置する学校は、小中一貫による学習の連続性を生かし、発達段階に応じて柔軟な指導が可能となり、より地域と連携した特色ある教育の展開が期待できる「義務教育学校」としました。

2 本実施計画の位置づけ

実施計画の策定に当たっては、市総合計画の方針及び市教育大綱、基本方針、基本計画に則り、また、他の関連する計画とも整合を図っています。

本実施計画は、令和12年までを見据えています。上位計画及び関連する計画の改訂や児童生徒数の推移等により、必要に応じて内容の見直しを図るものとしします。

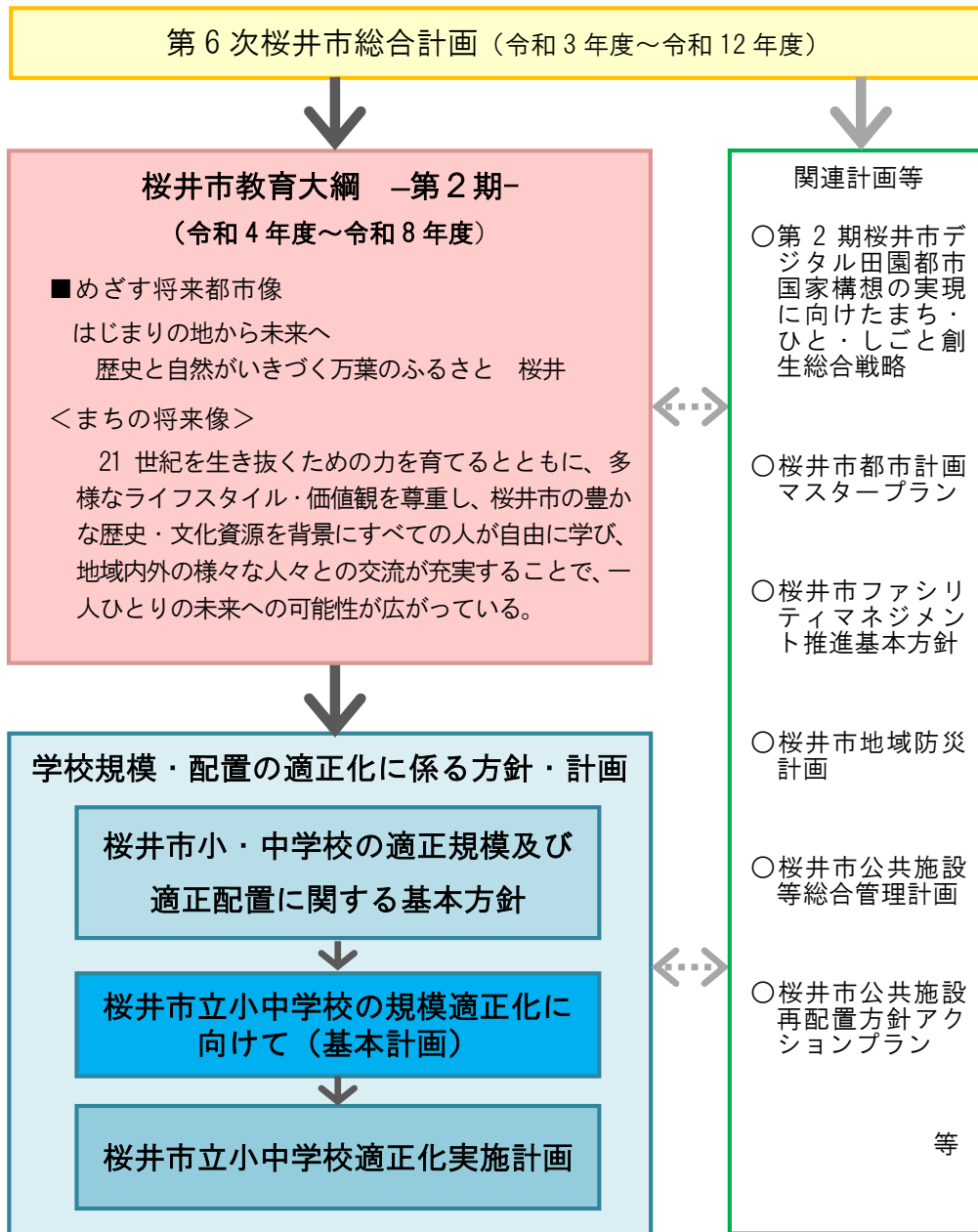


図1 本実施計画の位置づけ

3 学校の沿革

朝倉小学校・初瀬小学校は明治7年、桜井東中学校は昭和40年に開校し、現在に至ります。

表1 学校の沿革

		朝倉小学校	初瀬小学校	桜井東中学校
開校		明治7年9月15日 時習館と称し、脇本の民家を借用し、仮校舎とする	明治7年2月 式上郡初瀬村崇蓮寺に学校を設置 明倫館と称する	昭和40年5月10日 市議会において市立上之郷中学校、同初瀬中学校を統合して市立桜井東中学校として発足させる決議
主な沿革	明治	<ul style="list-style-type: none"> 9年4月1日 脇本小学校と改称する 13年6月15日 黒崎に新築、公立黒崎小学校と改称する 19年4月9日 連合初瀬小学校 同日付勅令 20年4月1日 黒崎尋常小学校 26年6月5日 黒崎尋常高等小学校を併設 	<ul style="list-style-type: none"> 9年1月 堺県に合併され、村名により初瀬小学校と改称する 17年12月 奈良県管轄となる 19年4月 町村制施行により初瀬尋常小学校と改称する 19年5月 近隣25カ大字で初瀬高等小学校を本校内に設ける 22年4月 初瀬町となり初瀬、出雲、白河を校区とする 32年10月 校舎の大半が倒壊する 37年10月 長谷寺境内に校舎を改築する 	
	昭和	<ul style="list-style-type: none"> 16年4月1日 黒崎国民学校と改称する 22年4月1日 朝倉村立黒崎小学校と改称する 22年4月22日 朝倉村立朝倉中学校併置 27年4月1日 朝倉中学校解消、桜井町外3町村組合立桜井中学校に合併 29年3月2日 朝倉村が桜井町に合併、桜井町立朝倉小学校と改称する 31年9月1日 桜井市政施行、桜井市立朝倉小学校と改称する 57年12月25日 新校舎、体育館竣工 58年2月26日 新校舎、体育館落成式 59年1月18日 プール完成 	<ul style="list-style-type: none"> 2年8月 校舎を現在地(初瀬1556番地)に移転する 16年4月 初瀬国民学校と改称する 22年4月 初瀬町立初瀬小学校として新築 34年2月 町村合併、桜井市立初瀬小学校となる 39年4月 萱森小学校廃校により初瀬小学校に併合 41年4月 吉隠小学校廃校により初瀬小学校に併合 45年8月 プール新設 63年3月 体育館落成 	<ul style="list-style-type: none"> 41年3月7日 新校舎起工式 42年3月10日 完成式(創立記念日) 42年8月10日 プール竣工 44年4月9日 校区変更により朝倉小学校卒業生は第1学年に入学 60年3月31日 増築工事完成
	平成			<ul style="list-style-type: none"> 9年6月 新校舎完成 10年4月 大字狛、岩坂が編入 18年4月 上之郷小学校と初瀬小学校とが統合

資料：桜井市教育委員会資料

4 学校施設の建築年・経過年数

平成 22 年度には、必要な学校において耐震改修工事は完了していますが、朝倉小学校及び桜井東中学校では老朽化が進んでおり、今後も大規模な改修が順次必要です。特に桜井東中学校は築後 59 年が経過しています。

表 2 施設建築年及び経過年数

学校名	建築年	経過年数 (R7 時点)	構造	階数	延床面積 ㎡	運動場 面積 ㎡
朝倉小学校	S57 (1982)	43 年	RC	4	6,255	7,223
初瀬小学校	H9 (1997)	28 年	RC	3	4,764	8,028
桜井東中学校	S41 (1966)	59 年	RC	3	6,920	14,397

資料：桜井市教育委員会資料

5 児童生徒数の現状及び推計

(1) 現在の児童生徒数・学級数

桜井東中学校区の児童数は 202 人、生徒数は 96 人です。学級数は、朝倉小学校、初瀬小学校とも各学年 1 学級、桜井東中学校は 2 学年が 2 学級、その他の学年が 1 学級となっています。

表 3 現在の児童生徒数・学級数

	児童生徒数	学級数
朝倉小学校	151 人	6
初瀬小学校	51 人	5
小学校計	202 人	11
桜井東中学校	96 人	4
合計	298 人	15

※令和 7 年 5 月 1 日現在（特別支援学級を含まず）
資料：桜井市教育委員会資料

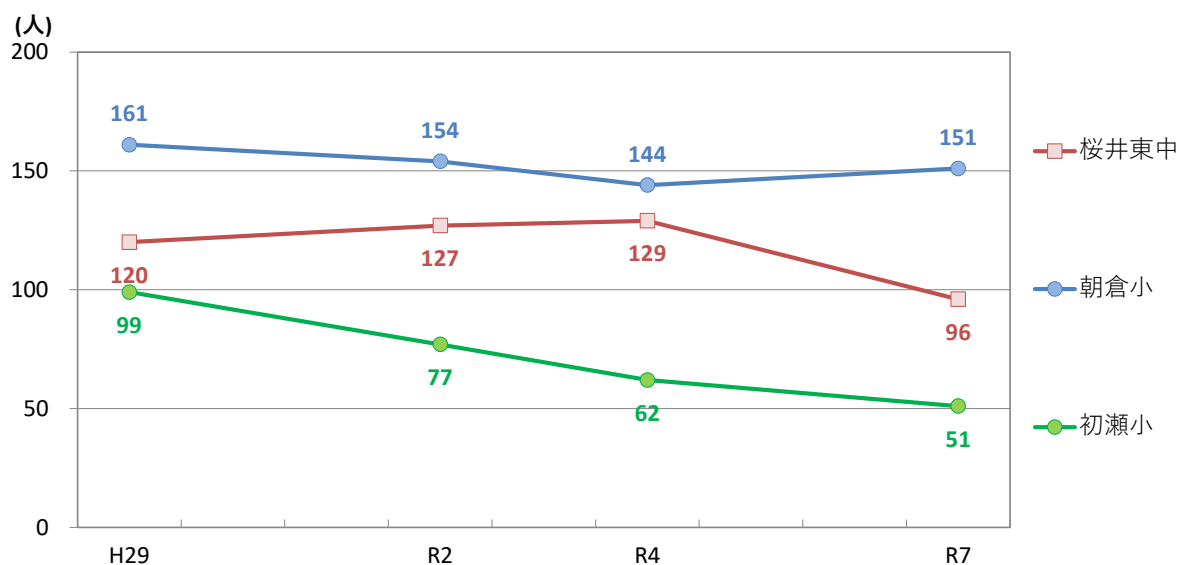
(2) これまでの児童生徒数の推移

児童生徒数は、平成 29 年は 380 人でしたが、8 年後の令和 7 年には 298 人と平成 29 年の 8 割程度となっています。

表 4 児童生徒数の推移

	H29 (2017)	R2 (2020)	R4 (2022)	R7 (2025)
朝倉小学校	161	154	144	151
初瀬小学校	99	77	62	51
小学校計	260	230	206	202
桜井東中学校	120	127	129	96
合計	380	358	335	298

資料：桜井市教育委員会資料



資料：桜井市教育委員会資料

図 2 児童生徒数の推移

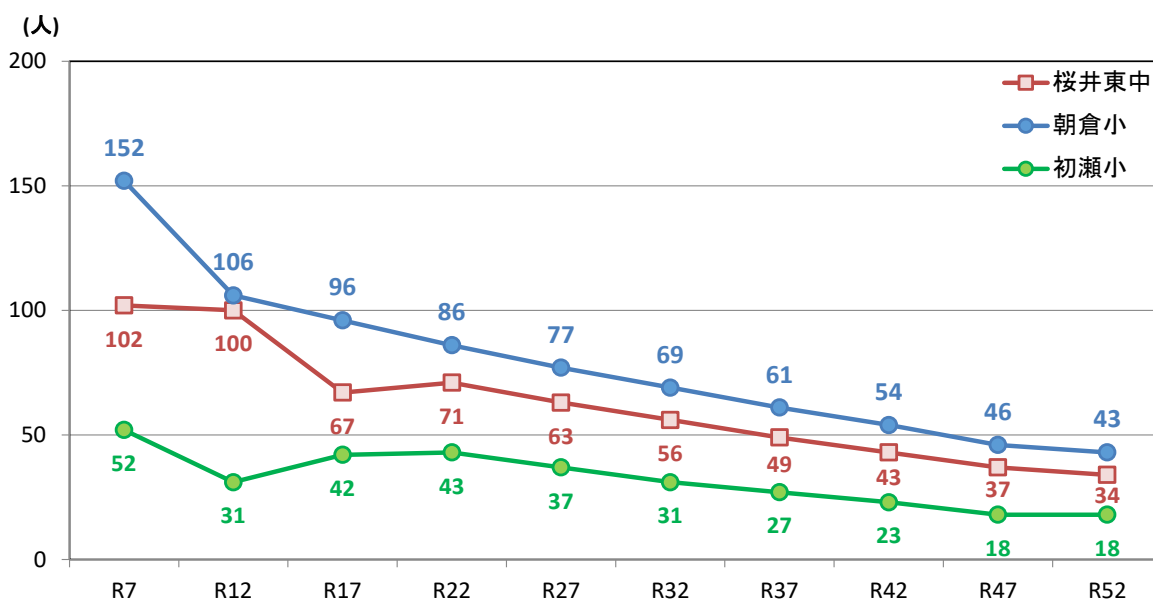
(3) 児童生徒数の推計

今後の児童生徒数を推計した結果、年々、減少する傾向にあります。令和 27 年は 177 人と令和 7 年の 6 割程度、令和 47 年には児童生徒数 101 人と令和 7 年の 3 割程度になる推計結果になっています。

表 5 児童生徒数の推計

	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)	R52 (2070)
朝倉小学校	152	106	96	86	77	69	61	54	46	43
初瀬小学校	52	31	42	43	37	31	27	23	18	18
小学校計	204	137	138	129	114	100	88	77	64	61
桜井東中学校	102	100	67	71	63	56	49	43	37	34
合計	306	237	205	200	177	156	137	120	101	95

資料：桜井市教育委員会資料



資料：桜井市教育委員会資料

図 3 児童生徒数の推計

6 桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・概要 ～平成 30 年 3 月策定

基本方針は、桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、方向性をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として、策定したものです。基本方針に示されている学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 学校の適正な規模について

① 学級数

小・中学校の適正学級数は、12 学級から 18 学級を基本とします。

② 学級児童・生徒数

各学級の児童・生徒数は、小学校 1 年生が 35 人以下、

小学校 2 年生～6 年生及び中学生は 40 人以下を基本とします。(※)

③ 通学距離、通学時間

小・中学生の通学は、概ね 1 時間以内の通学時間となるようにします。

(2) 学校の適正な配置について

① 中学校区を基本とする適正化

児童・生徒にとって優良な教育環境を確保するため、適正配置の視点から現行の中学校区の枠組みを堅持しながら、各小・中学校において適正化を進めます。

② 規模のみではない総合的観点での検討

学校規模ならびに通学距離・時間のみを基準として機械的に判断せず、地理的条件や交通手段の状況、児童・生徒の安全確保等の各地域の実情や課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資する形で検討します。

③ 小中一貫教育導入の検討

学校の再配置による効果を高め、より充実した教育環境を確保するため、中 1 ギャップの解消をはじめとする教育面や学校運営面で様々な効果が見込まれる小中一貫教育を併せて導入することを検討します。

小中一貫校では、小学校と中学校の教職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合って指導に当たり、義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成したり、小学生と中学生が一体となった行事を実施したりすることができます。

④ 建て替えや長寿命化時期を目安とする再配置

小・中学校の校舎は、老朽化対策が必要な R C 造校舎が年次的に発生することから、学校規模・配置の適正化は、建て替えや長寿命化の時期を検討の優先順位の目安とします。

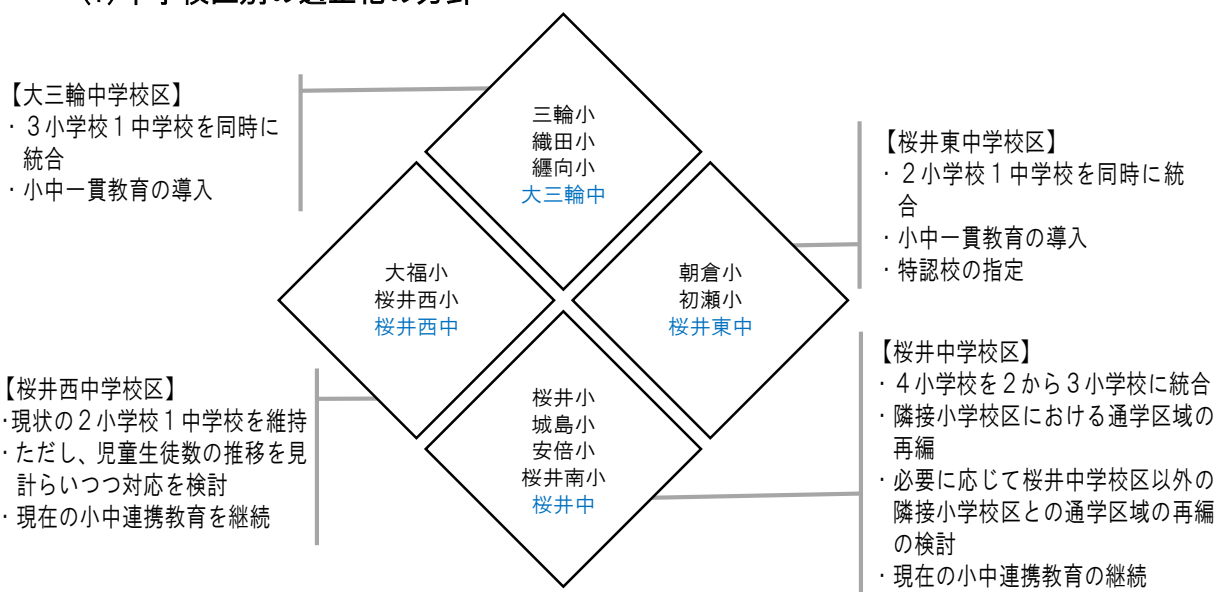
その際には、当該校のみではなく、隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行い、適正規模・適正配置を進めていきます。

※令和 3 年 4 月、法改正により小学校の学級編制の標準が 35 人となり、令和 7 年度には小学校の全学年が 35 人以下となります。

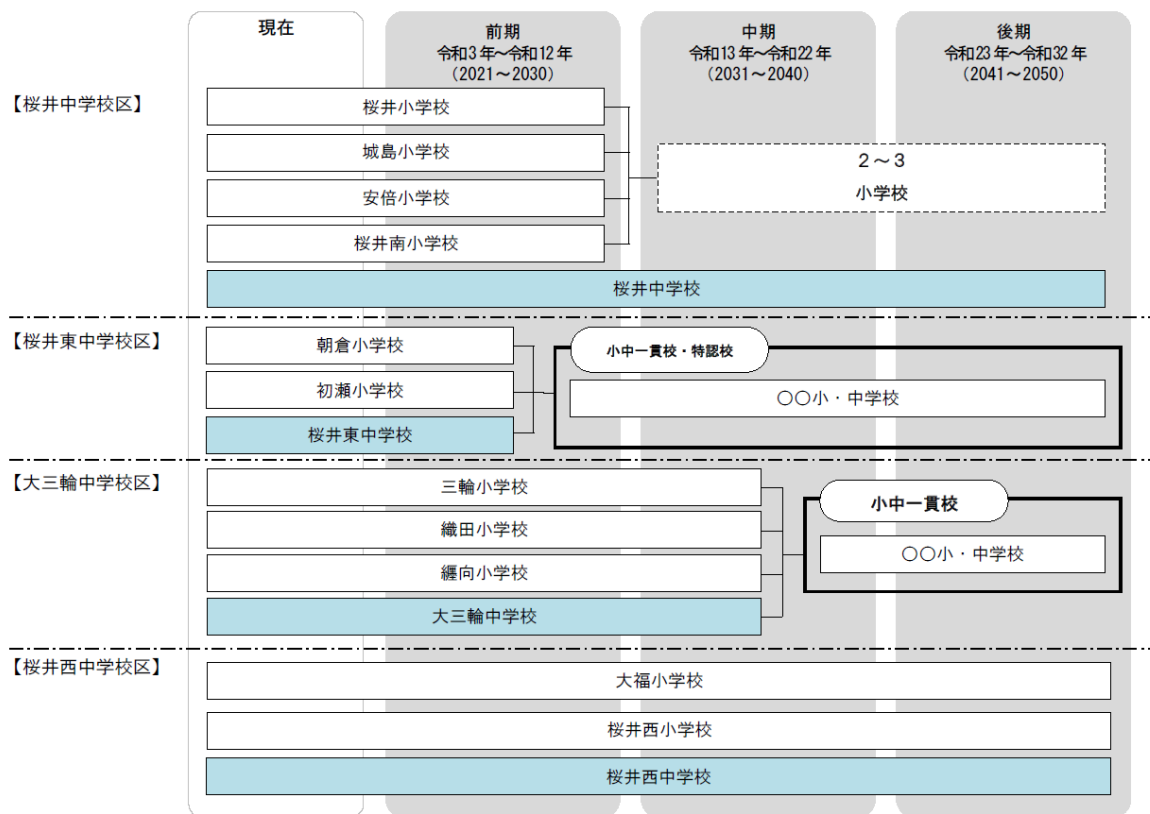
7 桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）・概要 ～令和2年3月策定

基本計画は、桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、取組方法とスケジュール、学校の統合に伴う留意事項をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として、策定したものです。基本計画に示されている中学校区別の適正化の方針及び統合イメージ・スケジュールは以下の通りです。

(1) 中学校区別の適正化の方針



(2) 統合イメージ・スケジュール



8 桜井東中学校区における義務教育学校の設置場所・開校時期等

桜井市立小中学校の適正化に関する基本方針・基本計画、実施計画（前期）策定検討委員会での議論を踏まえ、桜井東中学校区における義務教育学校の設置場所・開校時期等は以下のとおりとします。

(1) 設置場所

義務教育学校の設置場所は、初瀬小学校敷地とし、校舎等に長寿命化改修を行い、リニューアルします。

【学校施設・敷地の視点から】（資料1）

- 朝倉小学校敷地は、活用できる隣接施設がなく、テニスコート整備等の敷地面積が不足しています。また、既存の学校施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修等が必要です。
- 初瀬小学校敷地は、既存の学校施設を活用することができ、教育活動を行うのに必要な面積を有しています。また、近隣の桜井東中学校のグラウンド等を活用することが可能です。
- 桜井東中学校敷地は、校舎建設や教育活動を行うのに十分な面積を有しています。しかし、既存の学校施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修等が必要です。

【災害状況の視点から】（資料2）

- 朝倉小学校敷地は、急傾斜地崩壊特別警戒区域及び土石流特別警戒区域、土石流警戒区域に指定されています。
- 初瀬小学校敷地は、土石流警戒区域が敷地西側部分のプールの箇所に指定されているほか、敷地の一部が浸水想定区域に指定されています。
- 桜井東中学校敷地は、急傾斜地崩壊区域及び土石流警戒区域に指定されているほか、敷地全体が浸水想定区域に指定されています。

(2) 開校時期

令和 10 年度に朝倉小学校、初瀬小学校、桜井東中学校を義務教育学校として統合し、新たな校舎完成までの期間、仮校舎として朝倉小学校と桜井東中学校を使用します。なお、校舎完成後の令和 13 年度 4 月を目途に施設一体型義務教育学校としての運営を開始します。

【初瀬小学校校舎の長寿命化改修工事完了までの期間について】

令和 8 年度に義務教育学校の施設基本計画を策定します。令和 9～10 年度に長寿命化改修設計を実施、令和 11～12 年度に長寿命化改修工事を実施、令和 12 年度末に工事が完了し、令和 13 年度 4 月を目途に校舎が利用可能となります。

【初瀬小学校の児童について】

令和 11 年度に長寿命化改修工事が開始するため、令和 10 年度には工事に係る事前の準備期間が必要となります。

そのため、令和 10 年度には初瀬小学校の児童の学習の場を確保する必要があります。

【初瀬小学校の推計児童数から】

令和 7 年度の入学者数は 11 人であり、以降は 10 人を超えることはなく、入学者数が少人数となります。

【教育環境から】

1 学級の人数が少ない場合、多様な考え方に触れ、自分の考えを深めていくことが困難となり、人間関係をつくるなどのコミュニケーション能力が育ちづらい問題があります。

また、令和 10 年度には初瀬小学校の一部学年において複式学級となる見込みです。

(3) 義務教育学校の開校に向けた留意すべき事項

① 学校施設の建設にあたって

児童生徒がより良い教育環境の下で充実した教育を受けることができるよう、長寿命化改修を含め長期的な視点から十分に検討します。

災害発生時において学校施設が避難場所として使用されることを踏まえ、安全確保について十分に配慮した施設とするとともに、地域の防災拠点となる施設を目指します。

② 通学方法

スクールバス運行の充実を図る等、児童生徒・保護者の負担を軽減する措置を講じます。

③ 開校準備委員会の設置

保護者・地域住民と十分に調整を行い、理解と協力の下に進めます。

④ 開校後、使用されなくなる学校建物・敷地の利用

地域の活性化に資するよう有効に活用します。

⑤ 特認校の指定

義務教育学校の教育方針や教育内容等に賛同する桜井市内の保護者とその子どもが転入学を希望した場合は、教育委員会が定める条件のもと、通学区域外からの就学を認めます。

⑥ 情報の公表

開校に向けたスケジュールや開校準備委員会の進捗状況について市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて市広報紙「わかざくら」等を通じ、お知らせします。

⑦ 魅力ある学校づくり

学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童生徒自身及び保護者と力を合わせ、地域の方々の支援や物的な資源の活用等により、学校教育を充実させていきます。その具体的な内容は、開校準備委員会において検討します。

9 開校までのスケジュール

開校までのスケジュールは、以下のとおりとします。

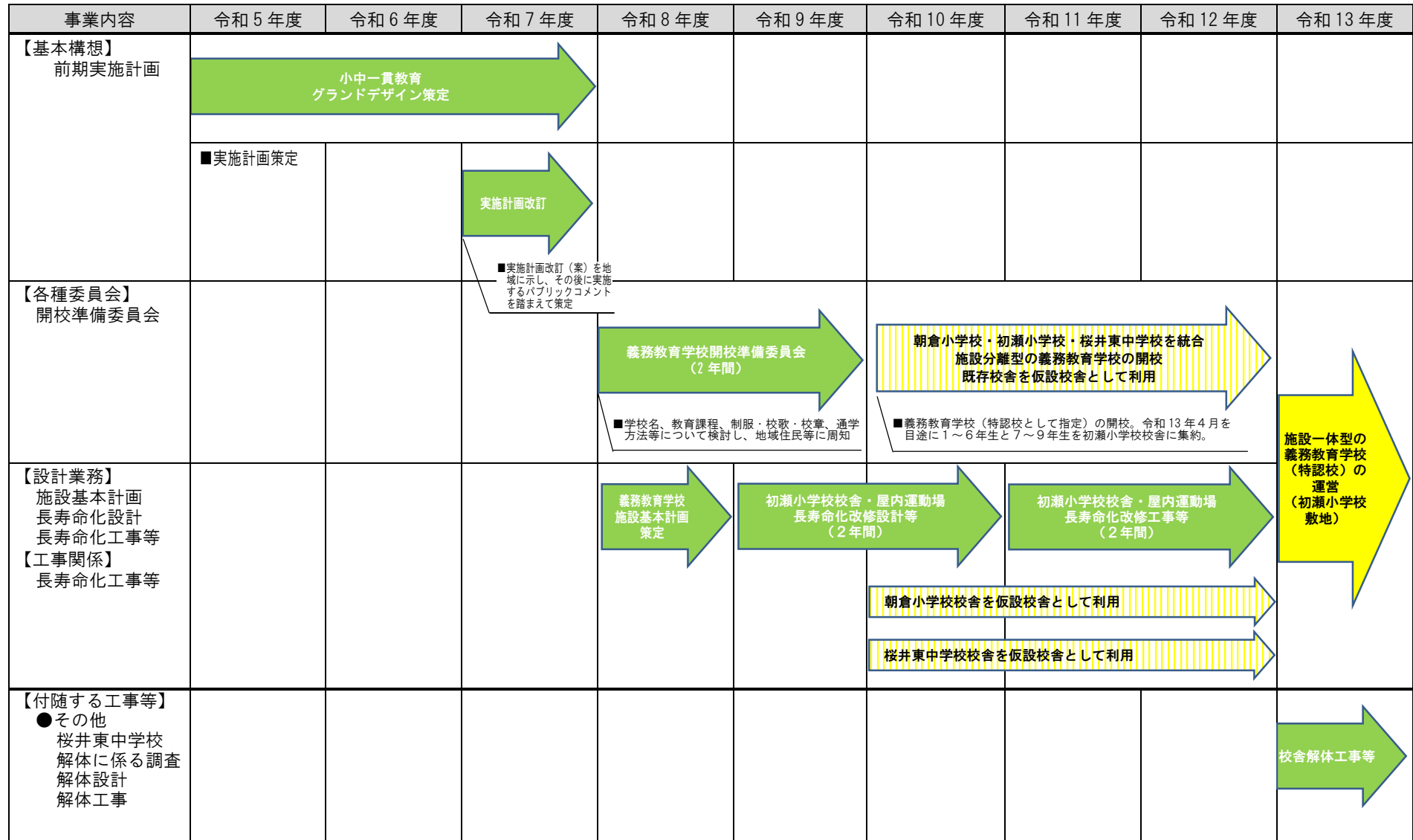





図4 開校までのスケジュール

資料1 学校施設の整備状況

	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地
航空写真			
敷地面積	13,818 m ²	12,528 m ²	27,216 m ²
体育館	994 m ² (1982年12月建築) アリーナ部 687 m ²	799 m ² (1988年2月建築) アリーナ部 588 m ²	1,233 m ² (1994年3月建築) アリーナ部：980 m ²
運動場	7,223 m ² 近隣に利用可能な 代替施設がない	8,028 m ² 必要に応じて桜井東中学校敷地 の運動場を併用	14,397 m ²

※敷地面積に体育館・運動場の面積を含む

資料2 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域の指定状況

	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地				
土砂災害警戒区域等の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊特別警戒区域 土石流特別警戒区域 土石流警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> 土石流警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊区域 土石流警戒区域 				
洪水浸水想定区域の指定状況							
○利用可能 △避難施設が土砂災害警戒区域にあるため、周辺状況のみで利用可能か判断する ×利用不可能 ー対象外							
指定緊急避難場所・対象とする災害	災害	体育館	グラウンド	体育館	グラウンド	体育館	グラウンド
	地震	○	○	○	○	○	○
	洪水	○	ー	○	ー	×	ー
	土砂災害	△	ー	○	ー	△	ー
	大規模な火災	○	○	○	○	○	○
指定避難所・対象とする災害	災害	体育館		体育館		体育館	
	地震	○		○		○	
	洪水	○		○		×	
	土砂災害	△		○		△	
	大規模な火災	○		○		○	